

社会福祉法人むつみ福社会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程はむつみ福社会役員及び評議員に対する報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 本会の役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給する。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 評議員が評議員会、理事会等へ参加した場合 | 日当 5,000円 |
| (2) 役員が理事会等に参加した場合 | 日当 10,000円 |
| (3) 監事が監査を行った場合 | 日当 10,000円 |

2 日当は原則その都度支払うものとする。

(公表)

第 3 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議を経て定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。